

岸和田市立山直南小学校・幼稚園 PTA 規約 対照表

改正後	改正前
<p>第 10 条 委員会の役割</p> <p>この会に、第 2 条の目的を達成するため、次の委員会を設けます。 各委員は会長が委嘱します。</p> <p>1. 専門委員会</p> <p>各専門委員会に委員長 1 名、<u>副委員長 1 名</u>、委員若干名を置きます。</p> <p>(1) <u>教育安全委員会</u> 校外における児童・園児の生活指導や交通安全指導にあたります。 会員の教養を高めるとともに、親睦を深めるための諸計画を立て実施します。</p> <p>(2) <u>体育広報委員会</u> 児童・園児、会員の健康増進、体力向上に努めます。 学校の様子や PTA の活動状況を知らせる新聞を発行します。</p> <p>2. 学級委員会 (略)</p> <p>3. 幼稚園委員会 (略)</p> <p>4. 特別委員会 (略)</p>	<p>第 10 条 委員会の役割</p> <p>この会に、第 2 条の目的を達成するため、次の委員会を設けます。 各委員は会長が委嘱します。</p> <p>1. 専門委員会</p> <p>各専門委員会に委員長 1 名、委員若干名を置きます。</p> <p>(1) <u>生活指導委員会</u> 校外における児童・園児の生活指導や交通安全指導にあたります。</p> <p>(2) <u>保健体育委員会</u> 児童・園児、会員の健康増進、体力向上に努めます。</p> <p>(3) <u>成人教育委員会</u> 会員の教養を高めるとともに、親睦を深めるための諸計画を立て実施します。</p> <p>(4) <u>広報委員会</u> 学校の様子や PTA の活動状況を知らせる新聞を発行します。</p> <p>2. 学級委員会 (略)</p> <p>3. 幼稚園委員会 (略)</p> <p>4. 特別委員会 (略)</p>

岸和田市立山直南小学校・幼稚園 PTA 規約 対照表

改正後	改正前
<p>第 11 条 運営委員会</p> <p>運営委員会は、この会の役員および各専門委員会の委員長、学級委員長、幼稚園委員長並びに顧問と校園長、教頭、書記補・会計補（どちらも教職員代表）によって開催運営します。<u>ただし委員長が欠席の場合は代理として副委員長が出席することとします。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種委員会によって立案された事業計画を審議します。 2. 総会に提出する報告並びに議事日程を作成します。 3. 必要あるときは、特別委員会を設けます。 4. その他の総会や実行委員会等によって委任された事項を処理します。 5. 運営委員会は、毎月 1 回例会を開くことを原則とし、会長がこれを召集します。 6. 議長は、副会長とします。 	<p>第 11 条 運営委員会</p> <p>運営委員会は、この会の役員および各専門委員会の委員長、学級委員長、幼稚園委員長並びに顧問と校園長、教頭、書記補・会計補（どちらも教職員代表）によって開催運営します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種委員会によって立案された事業計画を審議します。 2. 総会に提出する報告並びに議事日程を作成します。 3. 必要あるときは、特別委員会を設けます。 4. その他の総会や実行委員会等によって委任された事項を処理します。 5. 運営委員会は、毎月 1 回例会を開くことを原則とし、会長がこれを召集します。 6. 議長は、副会長とします。